平成２５年（フ）第４８９４号
大阪市天王寺区大道１丁目５番４号
破産者　有限会社リード産業
異議申述期間　平成26年３月24日まで
平成26年２月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８９５号
大阪府八尾市竹渕５丁目76、住民票上の住所
大阪府八尾市竹渕５丁目30番地
破産者　守茂山治明
異議申述期間　平成26年３月24日まで
平成26年２月３日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１号
東京都立川市栄町６丁目１番地
清算株式会社　株式会社ＣＭフーズ
代表清算人　西　　哲也
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第３７号
札幌市厚別区厚別東３条４丁目４番25号
清算株式会社　株式会社丸ヨ東三条店
代表清算人　三浦　清志
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第８号
長野県大町市大町1851番地大糸タイムスビル三階
清算株式会社　アルプスケーブルビジョン株式会社
代表清算人　相模　一男
１　決定年月日　平成26年１月29日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（ヒ）第１００４号
福岡県大野城市仲畑１丁目６番１号
清算株式会社　株式会社ヤマト
代表清算人　古舘　雅治
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１条　（協定債権）
各債権者及び特別清算会社は、各債権者の特別清算会社に対する本協定における協定対象債権（以下「協定債権」という）の平成25年８月31日（以下「解散日」という）時点における元本及び解散日までの利息・損害金の合計金額（以下「元本及び解散日利息損害金の合計額」という）、並びに解散日後の利息・損害金の金額が、別紙「協定債権一覧表」記載のとおりであることを確認する。
第２条　（協定債権の権利変更）
１　弁済
特別清算会社は、協定債権者らに対し、元本及び解散日利息損害金の合計額のうち、下記イ及びロによって算出される金額の合計額を、本協定の認可決定が確定した日から１ヶ月後の日の属する月の末日限り支払う。
記
イ　元本及び解散日利息損害金の合計額のうち、5000万円以下の部分の10％相当額
ロ　元本及び解散日利息損害金の合計額のうち、5000万円を超える部分の1.536％相当額
２　免除
⑴　特別清算会社は、協定債権のうち、解散日後の利息・損害金の全額については、本協定の認可決定が確定したときに、全額免除を受ける。
⑵　特別清算会社は、協定債権のうち、元本及び解散日利息損害金の合計額から本条第１項に定める弁済金額を控除した残額については、本条第１項に定める弁済をしたときに、全額免除を受ける。
３　追加弁済
⑴　特別清算会社は、本条第１項に定める弁済終了後、特別清算会社に属する新たな財産が発見された場合には、速やかにこれを換価し、協定債権者らに対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済原資として、資産の換価が終了した日から１ヶ月以内に、下記の順序に従って追加弁済する。
記
イ　各協定債権者の元本及び解散日利息損害金の合計額のうち、5000万円を超える部分の金額の割合に応じて、当該金額の8.464％に満つるまで按分して弁済する。
ロ　各協定債権者の元本及び解散日利息損害金の合計額のうち、5000万円を超える部分の金額の8.464％に満つるまで弁済してもなお残額がある場合には、各協定債権者の元本及び解散日利息損害金の合計額から既に弁済した金額（上記イによる追加弁済の金額を含む）を控除した残額に応じて按分して弁済する。
⑵　上記⑴の追加弁済がなされた場合、本条第２項に定める債権放棄（免除）の効果は、新たにされた弁済の限度で遡って効力を失う。
第３条　（古舘雅治に対する協定債権の取扱い）
特別清算会社は、前条の定めに関わらず、古舘雅治が特別清算会社に対して有する協定債権については、本協定の認可決定が確定したときに、全額免除を受ける。
第４条　（共益費・公租公課等の支払）
特別清算会社は、共益費・公租公課及びこれに準ずるものは協定債権に優先して支払う。
第５条　（端数の処理）
協定債権に対する弁済額の計算において生ずる１円未満の端数は切り捨てる。
第６条　（弁済の場所）
本協定による協定債権に対する弁済（配当）は、特別清算会社の費用負担により、債権者の指定する銀行口座への銀行振込手続により実施する。
第７条　（債権譲渡等の場合の取扱い）
解散日の翌日（平成25年９月１日）以降に、代位弁済等により協定債権の一部の移転があった場合には、本協定の権利の変更及び弁済の方法の定めは、移転前の債権額を基準として適用することとし、新旧債権者双方の移転後の債権額（元本及び解散日利息損害金の合計額）に按分して弁済する。按分計算において生じる１円未満の端数は切り捨てる。
（別紙省略）
福岡地方裁判所第４民事部

更生計画認可

平成２５年（ミ）第２号
京都市南区吉祥院西ノ茶屋町78番地
更生会社　株式会社京阪輸送
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　定義＜省略＞
第２章　更生会社の概要と更生手続開始前後の経緯＜省略＞
第３章　更生計画の基本方針
第１節　早期弁済の実施
上記のとおり、更生会社は、既に更生債権者等の意見を聴取したうえでなされた裁判所の許可を得て、平成25年９月１日をもって、トヨタ輸送等に更生会社の全事業を譲渡した。その譲渡代金及び更生会社に残った資産の換価金等を原資として、更生債権者等に対して、迅速な弁済を実施したい。